

# 重大な消防法令違反 対象物の公表制度

制度の開始時期は  
平成28年  
4月1日です。  
吹田市消防本部

## 違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その建物の名称や所在地、違反内容等をホームページで公表する制度です。

## 公表の対象となる建物は

映画館・百貨店・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や病院・社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物です。



## 公表の対象となる違反内容は

建物に設置義務のある消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。



屋内消火栓設備

スプリンクラー設備

自動火災報知設備

## 公表する内容は

- 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- 違反が認められた部分が防火対象物の一部である場合にあっては、当該部分の名称又は位置
- 違反の内容
- その他消防長が必要と認める事項

## 公表の方法は

吹田市（消防本部）のホームページに掲載します。  
（ホームページへの掲載は、当該違反の是正のため必要な措置が履行されるまでの間、行います。）

## 公表までの流れは

消防機関による立入検査の実施

重大違反を確認し、立入検査結果通知書の交付

関係者に対する公表の通知

建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもなお、その違反が継続して認められる場合

公表

## 防火対象物の関係者の皆様へ

次のような場合には、消防用設備等の設置義務が発生し、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- 飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- 窓などの開口部をふさぐ、窓にフィルム等を貼付する場合

お問い合わせは

消防本部予防課 TEL：06-6193-1116  
南消防署 TEL：06-6317-0119  
北消防署 TEL：06-6872-0766  
西消防署 TEL：06-6384-0151  
東消防署 TEL：06-6876-9119



吹田市消防本部